



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

\*60 産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例施行規則の一部を  
改正する規則 (循環型社会推進課) ..... 1

○ 告示

\*1348 鳥獣保護区内における特別保護地区の指定 (環境生活総務課) ..... 2

\*1349 鳥獣保護区の指定 ( " ) ..... 2

\*1350 " ( " ) ..... 6

\*1351 特定猟具使用禁止区域の指定 ( " ) ..... 6

1352 大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要 (商工振興課) ..... 7

1353 特定農業用ため池の指定 (農業農村整備課) ..... 8

1354 公共測量の実施 (技術調査課) ..... 8

1355 道路の供用開始 (道路保全課) ..... 8

1356 道路の区域変更 ( " ) ..... 9

1357 道路の供用開始 ( " ) ..... 9

○ 公安委員会告示

60 警備業法の一部を改正する法律附則第5条の規定による審査の実施 ..... 9

## 規 則

### 和歌山県規則第60号

産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年10月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例施行規則(平成20年和歌山県規則第73号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第1(第7条、第11条、第16条、第21条関係)			別表第1(第7条、第11条、第16条、第21条関係)		
項目	基準値	測定方法	項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液1リットルにつき0.003ミリグラム	日本産業規格(以下「規格」という。)K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法	カドミウム	検液1リットルにつき0.01ミリグラム	日本産業規格(以下「規格」という。)K0102の55に定める方法

	以下			下	
略			略		
トリクロロ エチレン	検液1 リットルにつ き0.01 ミリグ ラム以 下	略	トリクロロ エチレン	検液1 リットルにつ き0.03 ミリグ ラム以 下	略
略			略		
備考 略			備考 略		

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第1348号

昭和59年和歌山県告示第742号（鳥獣保護区域内における特別保護区の設定）の全部を改正し、令和2年11月1日から適用する。

令和2年10月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、次のとおり鳥獣保護区の区域内に特別保護地区を指定したので、同条第4項の規定により読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により告示する。

1 名称

不動寺谷鳥獣保護区特別保護地区

2 区域

紀の川市東三谷地内の市道春日線と広域農道との交点を起点とし、市道春日線を南進して春日宮前橋南詰めに至り、同所から春日池堤を西進し、同池堤西端から更に西進して尾根を登り南北に伸びる尾根との交点に至り、同所から尾根上を約80メートル南進して尾根南端の頂に至り、同所から南西に山を下って皿池堤東端に至り、更に西進して同池堤を経て市道西三谷3号線に至り、同市道を北進して広域農道に至り、同広域農道を東進して起点に至る線に囲まれた区域及び紀の川市西三谷地内の万燈山頂を起点とし、同山頂から東に伸びる尾根に沿って約50メートル東進し、同所から北進して桜池東堤に至り、同所を東進して近畿大学生物理工学部調整池西堤に至り、同所を北進して広域農道に至り、同所から同広域農道を西進して紀の川市と岩出市との市界に至り、同所から市界に沿って南進して起点に至る線に囲まれた区域

3 存続期間

令和2年11月1日から令和12年10月31日まで

4 特別保護地区の保護に関する指針

県職員及び鳥獣保護管理員が、紀の川市の協力を得て、定期的に巡視を実施することにより、静穏な環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことがないように留意する。

和歌山県告示第1349号

平成2年和歌山県告示第782号（鳥獣保護区の設定）の全部を改正し、令和2年11月1日から適用する。

令和2年10月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により、次のように鳥獣保護区を指定したので、同条第9項の規定により読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により告示する。

## 1 (1) 名称

紀泉高原鳥獣保護区

## (2) 区域

和歌山市府中外紀泉高原国有林272林班と民有林との境界線と地蔵山林道との交点を起点として、谷川境界線に沿って南進し、ハイキング道を通って峰伝いに山道を南西に進み関西電力送電鉄塔に至り、同所から送電線に沿って北西に進み民有林と国有林（1209林班）との境界にある鉄塔に至り、同所から民有林と国有林を境界線に沿って北北西に進み国有林1204林班と1208林班との林班界を北西に進み大福山鉄塔に至り、同所から更に国有林（1205林班と810林班との林班界）内の大阪府泉南郡岬町と和歌山市との府県境界を尾根伝いに山道を北進して俎石山頂に至り、同所から尾根伝いに山道を大阪府阪南市と和歌山市との府県境界を東進して国有林（801林班と272林班）と民有林との境界と大阪府阪南市山中溪に通じるハイキング道との交点に至り、同所から国有林（272林班）と民有林との境界を通して起点に至る線に囲まれた区域

## (3) 存続期間

令和2年11月1日から令和12年10月31日まで

## (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

県職員及び鳥獣保護管理員が、和歌山市の協力を得て、定期的に巡視を実施することにより、静穏な環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことがないように留意する。

## 2 (1) 名称

和歌山市森林公園鳥獣保護区

## (2) 区域

和歌山市森林公園の区域

## (3) 存続期間

令和2年11月1日から令和12年10月31日まで

## (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

県職員及び鳥獣保護管理員が、和歌山市の協力を得て、定期的に巡視を実施することにより、静穏な環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことがないように留意する。

## 3 (1) 名称

境原鳥獣保護区

## (2) 区域

阪和自動車道と県道沖野々森小手穂線との交点を起点として、同県道を東進し県道岩出海南線との交点より南東に進み関西電力送電線との交点に至り、同所から同送電線を西進し阪和自動車道との交点に至り、同所から同自動車道を北進し起点に至る線に囲まれた区域

## (3) 存続期間

令和2年11月1日から令和12年10月31日まで

## (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

県職員及び鳥獣保護管理員が、和歌山市の協力を得て、定期的に巡視を実施することにより、静穏な環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことがないように留意する。

意する。

4 (1) 名称

海南市民の森鳥獣保護区

(2) 区域

農道井田山田線と農道日方神田線との分岐点を起点とし、海南市日方字城山と同市日方字礫山及び同市日方字北ノ上との境界を西進し同市日方字奥ノ谷だんご池に至り、同所から山道を北進し同市岡田字城山の土の垣（土居）に至り、同所から土の垣（土居）に沿って東進し岡田城跡（日方城跡）北端を経て同市井田字西谷に至り、同所から南東に進み農道井田山田線に接し、同所から南進して起点に至る線に囲まれた海南市民の森の区域

(3) 存続期間

令和2年11月1日から令和12年10月31日まで

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

県職員及び鳥獣保護管理員が、海南市の協力を得て、定期的に巡視を実施することにより、静穏な環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことがないよう留意し、自然とのふれあいの場又は鳥獣の観察等を通じた環境教育の場の確保に努める。

5 (1) 名称

不動寺谷鳥獣保護区

(2) 区域

紀の川市東三谷地内の市道春日線と広域農道との交点を起点とし、市道春日線を南進して春日池の南側で新池の管理道路との分岐点に至り、同管理道路に沿って新池の南側を半周し新池の余水吐に至り、同所から水路を西に下って市道中三谷皿池線との交点に至り、同市道を北進して市道西三谷3号線との交点手前20メートル地点から果樹園内を約80メートル南西進し、市道西三谷3号線を横断し、近畿大学生物理工学部東門付近を通過し、市道西三谷1号線、市道西三谷内谷線を通り、市道西三谷平松線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道西三谷藤本線との交点に至り、同所から同市道に沿って内谷池堤西端に至り、同所から尾根沿いに北西進して岩出市との境界尾根に至り、同所から同境界に沿って北進して万燈山頂を経て、広域農道を横断して尾根を登り昭和の森の鐘の鳴る家に至り、同所から尾根を東進のち南進して尾根を下ってキャラクターの森入口の谷に至り、同所から同谷を南東に下って市道不動寺谷線との交点に至り、同市道を南進して広域農道との交点に至り、同所から同広域農道を東進して起点に至る区域

(3) 存続期間

令和2年11月1日から令和12年10月31日まで

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

県職員及び鳥獣保護管理員が、紀の川市の協力を得て、定期的に巡視を実施することにより、静穏な環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことがないよう留意する。

6 (1) 名称

伊都鳥獣保護区

(2) 区域

県道橋本五條線の和歌山県橋本市と奈良県五條市との県界を起点として、同県道を西進し国道370号（兼国道371号）との交点である橋本橋南詰に至り、同所から更に西進し、橋本市賢堂で旧県道と和歌山橋本線との交点に至り、同所から旧県道を西進し、橋本市南馬場で再び国道370号に合流後、県道高野橋本線との交点である岸上橋南詰に至る。同所から紀の川左岸に沿って西進し、県道高野口野上線との交点である九度山橋南詰に至り、同県道を南進後、県道高野口野上線との交点である丹生橋東詰に至る。同所から同県道（兼県道と歌山橋本線）を西進し（伊都郡九度山町慈尊院前から

は県道と歌山橋本線)、かつらぎ町道見好西部30号線との交点に至り、同町道を北進し大門口橋南詰に至り、同所から紀の川左岸に沿って西進し、伊都郡かつらぎ町大字西渋田で再び県道と歌山橋本線に合流後、伊都郡と紀の川市との境界に至る。同境界を北上(紀の川を横断)し、国道24号(兼国道480号)との交点に至り、同所から同国道を東進し国道480号との交点に至り、同所から同国道を南進しかつらぎ町道見好西部30号線との交点に至り、更に南進し大門口橋北詰に至る。同所から紀の川右岸に沿って東進し和歌山県と奈良県との県界に至り、同県界に沿って南下(紀の川を再横断)して起点に至る線に囲まれた区域

(3) 存続期間

令和2年11月1日から令和12年10月31日まで

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

県職員及び鳥獣保護管理員が、橋本市、かつらぎ町及び九度山町の協力を得て、定期的に巡視を実施することにより、静穏な環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことがないよう留意し、自然とのふれあいの場又は鳥獣の観察等を通じた環境教育の場の確保に努める。

7 (1) 名称

信太鳥獣保護区

(2) 区域

県道九重名倉線と市道九重1号線との交点を起点として、西方の山道沿いの山小屋との見透線を西進してみかん畑と雑木林との境界に至り、同所から同境界を北進して雑木林がみかん畑に接する地点に至り、同所からみかん畑の斜面と平坦地のみかん畑との接線を更に北進して標高320メートルの地点(墓地)に至り、同所から作業道を南進してヒノキ林とみかん畑との境界に至り、同所から同境界を東進して前田邸に至り、同所から更に東進して市道九重1号線に至り、同市道を南進して起点に至る線に囲まれた区域

(3) 存続期間

令和2年11月1日から令和12年10月31日まで

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

県職員及び鳥獣保護管理員が、橋本市の協力を得て、定期的に巡視を実施することにより、静穏な環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことがないよう留意し、自然とのふれあいの場又は鳥獣の観察等を通じた環境教育の場の確保に努める。

8 (1) 名称

嵯峨鳥獣保護区

(2) 区域

有田郡有田川町大字二川地内の国道480号と二川ダム堰堤西詰との交点を起点として、同所から同国道を東進し三田発電所北側の町道三田島崎線との交点に至り、同所から同町道を南西に進み大正橋詰に至り、同所から左岸を二川ダム貯水計画線より傾斜高50メートルの地点を有田川に沿って西に進み境川橋を経て蔵王橋に至り、同所から歩道を南西に進み二川ダム堰堤東詰に至り、同堰堤を西に進み起点に至る線に囲まれた区域

(3) 存続期間

令和2年11月1日から令和12年10月31日まで

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

県職員及び鳥獣保護管理員が、有田川町の協力を得て、定期的に巡視を実施することにより、静穏な環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことがないよう留意する。

9 (1) 名称

北山鳥獣保護区

(2) 区域

村立北山中学校及び村立北山小学校の区域

(3) 存続期間

令和2年11月1日から令和12年10月31日まで

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

県職員及び鳥獣保護管理員が、北山村の協力を得て、定期的に巡視を実施することにより、静穏な環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことがないように留意し、自然とのふれあいの場又は鳥獣の観察等を通じた環境教育の場の確保に努める。

### 和歌山県告示第1350号

平成2年和歌山県告示第794号（鳥獣保護区の設定）の全部を改正し、令和2年11月1日から適用する。

令和2年10月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により、次のように鳥獣保護区を指定したので、同条第9項の規定により読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により告示する。

1 名称

潮岬鳥獣保護区

2 区域

生活環境保全林「潮騒の森」一帯

3 存続期間

令和2年11月1日から令和12年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

県職員及び鳥獣保護管理員が、串本町の協力を得て、定期的に巡視を実施することにより、静穏な環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことがないように留意し、自然とのふれあいの場又は鳥獣の観察等を通じた環境教育の場の確保に努める。

### 和歌山県告示第1351号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和2年10月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 中飯降特定猟具使用禁止区域

(1) 名称

中飯降特定猟具使用禁止区域

(2) 区域

伊都郡かつらぎ町大字中飯降地内のかつらぎ町道11号線とかつらぎ町道丹生脇線との交点を起点として、かつらぎ町道11号線を西進しかつらぎ町道大畑街道線との交点に至り、同所から同町道を南西に進みかつらぎ町道妙寺53号線を経てかつらぎ町道中飯降1号線との交点に至り、同所から同町道を北進して県農林大学校正面に至る。県農林大学校正面を北西に進み、城山織物組合前に至り、同所から北東に進み、紀北農芸高等学校沿いに進んだ後、農道を北に進み、かつらぎ町道妙寺54号線との交点に至る。同所から同町道を北進し、かつらぎ町道かつらぎ北部連絡線との交点に至り、同所から同町道を東進し橋本市道高野口北部連絡線を経て、橋本市道高野口29号線との交点に至り、同所から同市

道を南進しかつらぎ町道丹生脇線を経て起点に至る線に囲まれた区域

(3) 存続期間

令和2年11月1日から令和12年10月31日まで

(4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

2 霊巖寺特定猟具使用禁止区域

(1) 名称

霊巖寺特定猟具使用禁止区域

(2) 区域

有田郡広川町の霊巖寺の2つ目の鳥居を起点とし、湯浅町との町界を東に433メートル進み3つ目の尾根を同尾根に沿って南進し、串子谷に至り、串子谷に沿って西進し区有林と私有林との境界地点に至り、同地点から同境界を進んで起点に至る線に囲まれた区域及び霊巖寺駐車場の区域

(3) 存続期間

令和2年11月1日から令和12年10月31日まで

(4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

和歌山県告示第1352号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和2年10月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）和歌山加納複合商業施設

和歌山県和歌山市加納字新白295番1外

2 意見の対象となった届出に係る告示

令和2年和歌山県告示第731号

3 意見の概要

(1) 環境面、衛生面、排出量及び回収ペースを考慮した廃棄物保管施設を確保してください。（生ゴミについては2日分以上を確保できる施設にしてください。）

(2) 騒音振動の発生源対策を図り、等価騒音レベルが予測値を超えないようにしてください。

(3) 環境関係法令を遵守するとともに、近隣住民との関係を良好に保ち、苦情等の申出があれば真摯に対策を講じてください。特に、荷捌き作業に伴う突発音、産業廃棄物置場からの悪臭等の苦情が懸念されます。十分な対策を講じてください。

(4) 産業廃棄物を保管する場合、保管基準に従い、生活環境の保全上支障のないように保管してください。

(5) 工事現場近くの道路は四箇郷小学校の通学路付近になっています。通学路の安全確保について十分配慮し、子供たちが通行車両等による事故に遭わないように万全の対策を講じてください。

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 令和2年10月30日から同年11月30日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

## 和歌山県告示第1353号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項の規定により、次のとおり特定農業用ため池を指定したので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年10月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

名称	所在地	指定年月日
岡本池	田辺市上芳養字田組767-1	令和2年10月30日
鋤差下池	田辺市上芳養字上森1435-1	令和2年10月30日
中谷池（上芳養）	田辺市上芳養字下森1351-1	令和2年10月30日
荒堀池（1）	田辺市上芳養字荒堀1830-2	令和2年10月30日
ササニ谷池	田辺市上芳養字松本2678	令和2年10月30日
仏念池	田辺市上芳養字札場3692-1	令和2年10月30日
ホケト池	田辺市中芳養字脇田垣内68-2	令和2年10月30日
流越池	田辺市稲成町字平岩1705-30	令和2年10月30日
田尻池	田辺市秋津町字田尻1535	令和2年10月30日
西橋谷池	田辺市新庄町字西橋谷80-2	令和2年10月30日
中橋谷池	田辺市新庄町字中橋谷202-2	令和2年10月30日
東橋谷池	田辺市新庄町字東橋谷290-2	令和2年10月30日
成川池	田辺市新庄町字成川538-2	令和2年10月30日
稲妻池	田辺市新庄町字稲妻912-2、912-4	令和2年10月30日
新池（近露）	田辺市中辺路町近露字上ノ垣内186-2	令和2年10月30日
打樋池	田辺市中辺路町近露字北野1019-2	令和2年10月30日

## 和歌山県告示第1354号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき国土交通省近畿地方整備局紀伊山系砂防事務所長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和2年10月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和2年10月20日から令和3年2月26日まで
- 3 作業地域 新宮市高田地内

## 和歌山県告示第1355号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年10月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 311号

供用開始の区間 新宮市熊野川町嶋津字湯ノ口向井315番1地先から同市熊野川町嶋津字湯ノ口向井316番1地先まで

供用開始の期日 令和2年10月30日

## 和歌山県告示第1356号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年10月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 424号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
有田郡有田川町大字彦ヶ瀬字黒石485番1地内	旧	6.33 } 13.36	125.16	
同上	新	6.33 } 31.00	125.16	

## 和歌山県告示第1357号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年10月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 424号

供用開始の区間 有田郡有田川町大字彦ヶ瀬字黒石485番1地内

供用開始の期日 令和2年10月30日

## 公安委員会告示

## 和歌山県公安委員会告示第60号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条の規定による審査（以下「審査」という。）を次のとおり実施する。

令和2年10月30日

和歌山県公安委員会委員長 中 野 幸 生

- 1 審査の種別及び級
  - (1) 空港保安警備業務1級及び2級
  - (2) 施設警備業務1級及び2級
  - (3) 交通誘導警備業務1級及び2級
  - (4) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級及び2級
  - (5) 貴重品運搬警備業務1級及び2級
- 2 審査日時
 

令和2年12月10日（木）午前10時から午後5時まで

## 3 審査場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部 会議室8

## 4 定員

合計5名

## 5 審査対象者

審査の対象者は、次のいずれかに該当し、かつ、6に掲げる要件のいずれかを満たす者とする（警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第7条第2項の規定により学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。）。

- (1) 和歌山県内に住所を有する者
- (2) 所属する営業所が和歌山県内にある者
- (3) 和歌山県公安委員会から、検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第8条の合格証（以下「旧合格証」という。）の交付を受けている者

## 6 審査の種別及び級に応じた要件

- (1) 空港保安警備業務1級  
旧検定規則の規定による検定（以下「旧検定」という。）の空港保安警備1級に合格していること。
- (2) 空港保安警備業務2級  
旧検定の空港保安警備1級又は2級に合格していること。
- (3) 施設警備業務1級  
旧検定の常駐警備1級に合格していること。
- (4) 施設警備業務2級  
旧検定の常駐警備1級又は2級に合格していること。
- (5) 交通誘導警備業務1級  
旧検定の交通誘導警備1級に合格していること。
- (6) 交通誘導警備業務2級  
旧検定の交通誘導警備1級又は2級に合格していること。
- (7) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級  
旧検定の核燃料物質等運搬警備1級に合格していること。
- (8) 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級  
旧検定の核燃料物質等運搬警備1級又は2級に合格していること。
- (9) 貴重品運搬警備業務1級  
旧検定の貴重品運搬警備1級に合格していること。
- (10) 貴重品運搬警備業務2級  
旧検定の貴重品運搬警備1級又は2級に合格していること。

## 7 審査の方法

学科試験及び実技試験とする。

なお、学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。

## 8 申請期間

令和2年11月18日（水）及び同月19日（木）の2日間の各日も午前9時から午後5時までの間

## 9 審査申請書等の提出に関する手続

## (1) 提出する審査申請書類等

ア 審査申請書

イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメー

トル、横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの  
1枚

ウ 旧合格証の写し

エ 手数料 4,700円（和歌山県証紙により納付すること。）

オ その他

（ア）和歌山県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面（住民票の写し、運転免許証の写し等住所地が明らかとなる書面をいう。） 1通

（イ）和歌山県内に住所を有しない警備員で、所属する営業所が和歌山県内にあるものにあつては、当該営業所に所属することを疎明する書面（営業所所属証明書） 1通

（ウ）和歌山県内に住所を有し、かつ、所属する営業所が和歌山県内にある警備員にあつては、（ア）又は（イ）のいずれかの書面 1通

（エ）和歌山県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者にあつては、（ア）及び（イ）の書面は要しない。

(2) 審査申請書等の提出先

ア 和歌山県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署

イ 和歌山県内に住所を有しない警備員で、所属する営業所が和歌山県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

ウ 和歌山県内に住所を有し、かつ、所属する営業所が和歌山県内にある者にあつては、住所地を管轄する警察署又は当該営業所の所在地を管轄する警察署

エ 和歌山県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者にあつては、和歌山県内のいずれかの警察署

10 その他

(1) 審査当日は、旧合格証を必ず持参するとともに、マスクを着用すること。

(2) 審査に合格した者には、審査申請書等を提出した警察署を通じて成績証明書を交付する。

11 問合せ先

和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課銃砲・営業等許可係

電話番号 073-423-0110（内線3053・3054）